

後期高齢者医療制度のご案内

(被保険者証更新・保険料決定)

後期高齢者医療の対象となる人

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満の一定の障がいのある人で、広域連合の認定を受けた人

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります

新しい被保険者証は7月中旬ごろに、**うすみどり色の封筒**で送付します。被保険者証が届きましたら、記入されている住所、氏名などを確認し、切り取り線で切り取ってご使用ください。

被保険者証の有効期間は8月1日から平成26年7月31日までの1年間になります。(短期証の人を除く)

前年の所得により、自己負担割合が判定されます

自己負担割合は下の表のとおり、現役並み所得の人は3割、一般の人は1割となります。

所得が145万円以上の人で、基準収入額適用申請をすることにより1割になる人は、被保険者証送付前に申請の案内を送付しますので、7月中に忘れずに申請書を**国保年金課**または**松住民課**に提出してください。

区分	基準	負担割合
現役並み所得者	同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人	3割
	上記に該当する人のうち、後期高齢者医療制度の被保険者が同一世帯に ①1人のみの場合、収入が383万円未満の人 ②2人以上いる場合、全員の収入合計が520万円未満の人 または ③後期高齢者医療の被保険者の収入と、世帯内の70～74歳の人の収入との合計が、520万円未満の人	「基準収入額適用申請」をすることにより1割
	一般	同一世帯の後期高齢者医療制度加入者全員が住民税課税所得145万円未満の人

※現在お使いの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、市役所**国保年金課**または**松住民課**に返却するか、各自で破棄してください。

平成25年度保険料額決定通知書・納付通知書を送付いたします

後期高齢者医療制度に加入している人の、平成25年度保険料が決定しましたので、「保険料額決定通知書・納付通知書」を送付いたします。

○送達時期と送付物

送達時期	対象者	封筒の種類
7月中旬に通知が届く人	普通徴収のみの人、または普通徴収と特別徴収の両方がある人	むらさき色の封筒
8月上旬に通知が届く人	特別徴収のみの人	シーラーはがき

※特別徴収…年金から天引きで保険料をお支払いいただくことです。

※普通徴収…特別徴収以外の納付方法のことで、金融機関の窓口で納めていただくか、口座振替で納付していただけます。

○保険料の納付について

①現金納付、口座振替ともに最初の保険料納期が7月31日(水)となります。現金で納付する人は、送付される納付通知書で納付場所を確認し、納めてください。

口座振替のお申し込みが済んでいる人は、各納期限までに残高のご確認をお願いいたします。

②特別徴収により納めていただく人は、通知に記載された月より年金から天引きになります。

○保険料の減免について

災害など特別の事情によって保険料を納められないときは、申請することによって保険料が減免される場合があります。

※ご不明な点は下記までお問い合わせください
問合せ▶**国保年金課医療年金係**(☎内線1118・1119)
松住民課税務保険係(☎内線2122)